

平成23年度第12回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年12月6日(火)午前11時～11時46分・午後4時～4時26分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、健康福祉部長、上下水道部長、病院事務部長
- 審議事項
 - 1 消防救急無線のデジタル化整備について <消防本部>
 - 2 消防本部庁舎建替え及び倉田山公園整備事業のその後の経過について <消防本部・都市整備部>
 - 3 伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定その後の経過について <健康福祉部>

審議事項

1 消防救急無線のデジタル化について <消防本部>

概要

消防救急無線のデジタル化については、電波法令改正により現行のアナログ方式を平成28年5月31日までにデジタル方式に変更しなければならない。県下消防本部、三重県等と協議・研究を重ねた結果、活動波については市町で単独整備することとし、共通波については県域で共同整備することとなった。

このことを受け、以下の点について、審議を行った。

- (1)活動波について、デジタル化整備と通信指令システムの一体的な整備を進めることについて
- (2)共通波の県域共同整備については、新一部事務組合を設立し、進めることについて

【結論】(1)活動波について、デジタル化整備と通信指令システムを一体的に整備する
(2)新一部事務組合に消防救急無線の共通波共同整備及び維持管理に関する事務を含めることとする。

《主な意見・補足等》

- ・デジタル化については、市長会においても議論を続けてきている。県に対して、新一部事務組合への人的支援及び財政支援を要望している。

- ・三重県自治会館組合と三重県市町職員退職手当組合を統合し、「三重県市町総合事務組合(仮称)」に再編を行うことが想定されている。

資料 ・付議事項書

2 消防本部庁舎の建替及び倉田山公園整備事業のその後の経過について ＜消防本部・都市整備部＞

概要

消防本部庁舎の建替及び倉田山公園整備事業について、11月25日開催の総務政策委員協議会及び産業建設委員協議会に報告し、伊勢病院との関連・併設、建設候補地の検討、公園区域からの除外などについて、意見を頂いた。それらの意見を踏まえた上、再検討を行ったのでその内容について確認を行った。

主な内容は、以下のとおりである。

(1) 消防本部庁舎建替の必要性

- ①老朽化
- ②消防業務の専門・高度化等による業務スペースの不足
- ③消防救急無線のデジタル化
- ④通信指令システムの更新
- ⑤大規模災害への備え

(2) 消防庁舎の建替スケジュール

平成 27 年度完成を目指す

(3) 消防本部庁舎建設候補地の検討

- ①現庁舎
- ②いせトピア多目的広場
- ③倉田山公園サブグラウンド
- ④その他(倉田山公園周辺国道 23 号沿いの山林・学校統廃合による
小中学校・県営サンアリーナ周辺等)

(4) 消防本部建設の基本的な考え方

- ①建設候補地 倉田山公園サブグラウンド(敷地面積 2,700 m²)
- ②防災機能を備えた消防本部庁舎
 - ア) 消防本部庁舎と防災施設(防災体験学習施設・多目的ホール)との複合建築物
 - イ) 延べ面積(消防本部:約 4,000 m²、防災施設:約 2,000 m²)

- ウ)防災公園として一体的に整備し、社会資本総合整備交付金(国土交通省所管補助メニュー)を活用。※消防本部庁舎は除外
- エ)災害対策本部第2指令塔としての機能を備える。(災害対策本部、援助隊の受入れ拠点、ボランティア活動拠点、支援物資の集配拠点等)
- オ)平常時において救急講習、防災学習などが行える体験学習施設機能を備える。

③倉田山公園を選定した理由

- ア)高台にあり津波・洪水の影響を受けないと考えられる。
 - イ)第1次緊急輸送道路(国道 23 号)、第2次緊急輸送道路(伊勢南島線)に接し、市街地に近く消防活動の利便性が高い。
 - ウ)倉田山公園は、東海・東南海・南海地震の活動、物資搬送拠点「防災機能を備える公園(防災公園)」として、位置付けられている。

④建設地候補地における制約

- ア)都市公園区域の除外が必要となり、同等規模以上の都市公園の追加が必要。
- イ)都市公園への追加可能面積は 2,700 m²程度(財務省用地)で、消防本部庁舎は中高層建築とする必要。
- ウ)風致地区
- エ)用地買収が必要となる可能性

(5)消防本部庁舎建設候補地の公園区域からの除外

伊勢市都市計画審議会から「消防本部庁舎建設に伴う倉田山公園の区域変更については、異存なし。都市計画の変更手続きを進めて良い。」との意見をいただいた。

(6)消防と医療機関の連携・関連

- ①救急の連携(救急ワークステーション方式)
- ②消防と医療機関の一体的な連携
- ③伊勢病院の建替えと調整

(7)今後のスケジュール

現況測量及び造成設計を行い、財務省、国土交通省、三重県等、関係機関との協議を進め、平成 24 年 4 月下旬頃までに、倉田山公園の都市計画変更に係る図書の作成を行う。

【結論】再検討を踏まえた内容について、再度、総務政策委員協議会及び産業建設委員協議会に報告することとした。

3 伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定 その後の経過について

＜健康福祉部＞

概要

平成24年度から平成26年度における施設整備計画及び65歳以上の第1号被保険者にかかる介護保険料の所得段階区分について、審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 介護基盤の整備計画

- ・介護老人福祉施設 3箇所 定員合計 200名
- ・特定施設入居者生活介護施設 1箇所 定員合計 60名
- ・認知症対応型共同生活介護施設 1箇所 定員合計 18名
- ・認知症対応型通所介護施設 4箇所 定員合計 40名
- ・小規模多機能型居宅介護施設 3箇所 定員合計 75名

(2) 第1号被保険者の保険料の見直しについて

- ・基準額(月額) 第4期 4,396円 ⇒ 第5期 5,731円
- ・料率段階 第4期 8段階9区分 ⇒ 第5期 9段階11区分
第3段階を分割し、軽減措置を設け、第8段階の料率を1.7から1.75とし、さらに分割し第9段階(2.0)を設ける。

※現在、国では介護報酬の改定と介護従事者処遇改善措置を引き続き実施する予定としているが、その詳細は未定である。

【結論】 現在の計画案で、パブリックコメントを行うこととし、提出された意見を考慮し、最終案を策定することとする。また、保険料の見直しについては、国の動向も併せて見据えながら、算定することとする。

《主な意見・補足等》

(1) 介護基盤の整備計画について

- ・待機者数はどの程度か？
⇒約1,500人である。
- ・整備計画に係る施設建設に対して、市の負担額は？
⇒負担額はない。

(2) 第1号被保険者の保険料の見直しについて

- ・県下市町の基準額(月額)は、どの程度になると見込んでいるのか？
⇒5,000円は超えると予想している。算定については、国の改定(1月下旬頃)を見据えて、算定したい。
- ・保険料を上げない手段はあるのか？
⇒基金を使うことにより、一定の効果はあるかもしれないが、基金に余裕はない。

・料率段階については、制度上、基準が決まっているのか？

⇒国は6段階を基準としているが、市町が必要に応じて多段階化することが可能とされている。

資料 ・付議事項書